別表第三中「第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同表第一号中「シヤー」を「シャー」に改め、同表第十三号中「電動ファン付き呼吸用保護具」を「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次のように加える。

十四　防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具	
(1)　新規検定	
(一)　吸収缶のみについて型式検定を受ける場合	
防じん機能を有するもの	一、一八八、八〇〇
防じん機能を有しないもの	一、一五四、九〇〇
(二)　(一)に掲げる場合以外の場合	
防じん機能を有するもの	一、二二七、五〇〇
防じん機能を有しないもの	一、二〇二、二〇〇
(2)　更新検定	二二、一〇〇

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年十月一日から施行する。

（譲渡等の制限等に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

（型式検定に関する経過措置）

3　新令第十四条の二第十四号に掲げる機械等で、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十億八千万円」を「十三億七千万円」に改める。

第二条中「九千七百億八千二百四万四千円」を「一兆千七百三十三億二千九百十八万九千円」に改める。

第三条中「千六百万円」を「二千百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十一号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第十項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第一項中「作成等」の下に「、法第三十三条の二十三の二第二項の規定による情報の提供」を加える。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第二条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所した」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所したとき。

二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所したとき。